



# 岡村 表示 県議会 リポート

発行/自由民主党千葉県議会議員会

〒260-0855 千葉市中央区市場町2番13号 電話 043(227)7411

## 羽田国際化の騒音軽減策を!

### 北方ルート 高度引き上げの試行開始

自民党千葉県連の総務会長を務める四街道市選出の岡村表示(おかもら・やすあき) 県議は、羽田空港の国際化に伴う千葉県側の航空機騒音問題について、これまでもたびたび県議会や委員会でも取り上げてきました。四街道市民にとって関心の高いこの問題で、今年3月から飛行高度の引き上げが試行的に実施されるようになりましたが、あくまでも試行であり、まだまだ課題の多い現状と今後の改善策に向けて特集しました。



県議会で羽田の騒音問題を取り上げる岡村県議

#### 問題の経緯

羽田空港の再拡張事業の完了に伴い、平成22年10月からD滑走路の運用が始まり、千葉県内では航空機による騒音の影響が以前よりも顕在化するようになりました。特に、千葉市、四街道市などの上空から羽田空港への着陸態勢に入る飛行ルートの直下では、生活環境への影響が深刻化しています。

このため、県と関係25市町で構成する「羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会」は、これまでに航空機騒音の軽減を求めて、再三、国に対し要望を行ってきました。この結果、関西方面から羽田空港へ向かう、南風好天時における南方面ルートの高度引き上げは、平成24年8月から試行運用が始まり、翌25年11月14日から本格運用されるようになり、従前は5千フィートの水平飛行でしたが、高度引き上げにより、7千フィートからの連続降下とすることで、交差

部では6千フィートになりました。(注 千フィートは約300メートル)

#### 北方ルート

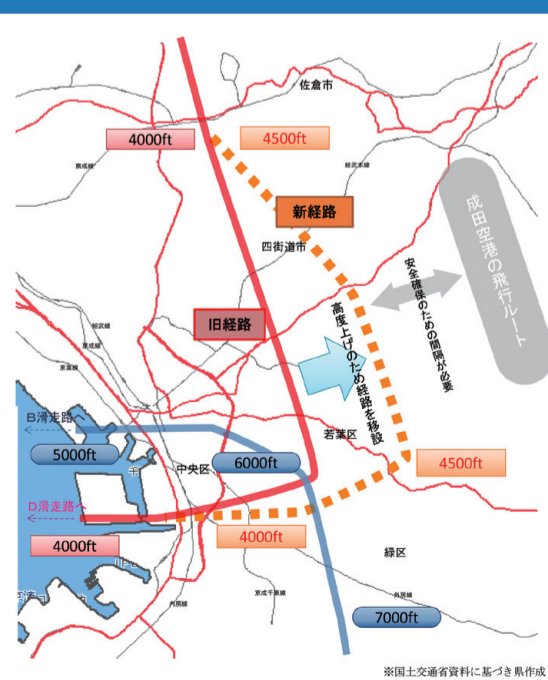
一方、北海道など北方方面から羽田空港へ向かうルートの騒音対策については、不十分だったことから、同年11月19日に千葉県側から「騒音軽減に関する緊急要望」が提出され、「首都圏における騒音の分担」が徹しく求められるなど、あらゆる視点からの更なる騒音軽減策について要望されました。

これに先立ち、岡村表示県議は、昨年9月県議会で一般質問に立ち、県に対しこのような質問を行いました。岡村議員 羽田空港の航空機騒音の問題ですが、佐倉、四街道からの北方ルートの高度引き上げを1日も早く実現してもらいたいと思っております。北方方面からのルートは、4千を6千フィートに引き上げることが目標ですが、まだはつきりしません。6千が目標だということをぜひ分かってもらいたい。北方方面ルートの高度引き上げの早期実現を求めるべきと思うが、県の考えはどうか。森田知事 国からは、千葉市上空への南方面からの

#### 騒音の分担

こうした働きかけの結果、本年3月6日から、南風好天時における北側ルートの高度引き上げについて、従前の4千フィートから4千5百フィートへ引き上げる試行運用が開始されました。この5百フィートの引き上げについて、国土交通省は、双方のルートの交差点における航空機の安全間隔を確保する必要性によるもので、現時点では4千5百への引き上げが限度との説明を行っている。

北方ルート高度引き上げ図(点線が新ルート)



ます。一方、首都圏全体での騒音の分担についても、議論されるようになってきました。もともと、千葉県は成田空港建設に当たって多大な犠牲を強いられ、長い間、成田は国際線、羽田は国内線という住み分けが慣例化していたにも関わらず、首都圏の利便性向上の観点から、羽田の国際化が常態化してきた歴史があるからです。従って、羽田の国際化による騒音負担が千葉県側に一方的に押し付けられるのは、極めて不当で理不尽なものです。一方、東京都は、「都心上空が飛行ルートになった場合の影響を見極め、必要な対応を取りたい」と前向きな姿勢を示しています。現状では、北方ルートについて騒音軽減に向けた具体的な改善策は示されておらず、国交省は試行運用の検証など安全面での確認が必要とし、段階的に改善策を検討したいとの立場です。このため、

●県政や四街道市のご相談・ご要望をお気軽にお寄せください……

### 岡村やすあき 県事務所

〒284-0025 四街道市さちが丘1-15-2 TEL/FAX.043(423)0103

地域の生活環境の改善に向けて、更なる飛行高度の引き上げや騒音の分担を求めて、千葉県としては引き続き要望を強めていく方針です。

# 「いじめ防止基本方針案」を策定

## 重大事案は県が再調査も

### 具体的施策

小中学校などの教育現場を中心に、いじめ問題が大きな社会問題化している中で、千葉県はこのほど、「いじめ防止基本方針案」を策定し、県民からの意見募集（パブリックコメント）を行い、基本方針の周知を図っています。

千葉県内のいじめの状況は、平成24年度の認知件数で2万1千件を超え、生徒千人あたり32・2件と、全国でも6番目の多さです。県教委としては、積極的にいじめを認知し、解消することが重要との立場です。

公表された「基本方針案」は、すべての児童生徒がいじめは絶対に許されない」と正しく認識し、いじめへの対処を理解して行動できる力を身につけることにより、児童生徒が「いじめを放置しない」ことを可能にする環境づくりが必要などと基本理念を掲げています。

このため、県が実施すべき施策として、相談窓口の設置と人員の確保をはじめ、児童生徒が自らいじめ問題を主体的かつ真剣に考えることができる取り組みとして、「い」のちを大切に作るキャンペーン」や道徳教育に関わる映像教材の導入など多種多様な対策の実施を挙げています。また、いじめの早期発見が



県議会の予算委員会で質問する岡村県議

何よりも重要として、定期的なアンケート調査や個人面談を実施します。インターネットを利用したいじめ事案に対処するための「ネットパトロール」なども対策の一つに掲げられています。

### 自民党が条例案提出

そもそもいじめ問題に対する対応としては、国会でいじめ防止対策推進法が成立し、昨年9月末に施行されたことから、自民党千葉県連の教育部会を中心に県独自の条例案づくりが検討されてきました。

そして、今年2月定例議会で「千葉県いじめ防止対策推進条例案」が、自民党によって議員自らが提案する議員発議案として議会上程され、議場で同条例案をめぐる質疑が展開された結果、自民党などの賛成多数で可決された経緯があります。

また、すでに新聞などでも取上げられましたが、子どもの自殺など重大事案が発生した場合は、地元教育委員会の調査結果だけでなく、県による再調査の権限も付与されました。

県教委は、この条例案の可決によって、県教委としていじめ防止基本方針案を取りまとめたものです。26年度からの県の対応としては、生徒指導室を生徒指導・いじめ対策室に改組し、職員を増員して体制を強化したほか、いじめ問題対策連絡協議会を活用して関係機関団体との連携強化などにも乗り出しています。

6月議会ではいじめ問題について、以下の質疑が行われました。

### 6月議会質疑

**自民党代表 千葉県いじめ防止対策推進条例の制定を受け、県教委はどのような取り組みを行っているのか。**

**県教育長 県教委では、いじめ問題に重要な役割を果たすスクールカウンセラーを加え、新たに小学校に配置するなど、相談体制の充実を図り、いじめの未然防止、早期発見に努めているところですが、**

**また、本年4月には、学識経験者で構成する「千葉県いじめ対策調査会」を新たに設置し、本県の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に向けての審議を開始したところですが、**

**今後とも、すべての児童生徒がいじめの被害者にも、被害者にもならないよう、関係機関との連携をより一層強化し、総合的かつ効果的ないじめ防止対策に取り組んでまいります。**

**自民党代表 いじめ問題はこれだけやっていたら大丈夫というのではなく、学校、家庭、教育委員会などが連携して対策に取り組むことが重要だと考えています。**

**条例はまだ動き出したばかりですが、県民が一丸となって条例の趣旨を実現し、子どもたちの健やかな成長を実現できるよう、県議会も全力で支援してまいります。**

平成24年2月から「千葉県がん対策審議会」の委員を務め、党内のがん対策推進条例の策定委員も務めてきた岡村泰明県議は、がん撲滅に強い関心を持ち続けています。

### 学校でがん教育

千葉県では、子どもの頃からがんの予防を含めた健康教育を行い、がんに対する正しい知識を身につけるよう指導していますが、最近、新聞報道などによれば、文部科学省がようやく、小中

高校でがん対策への児童生徒の理解を深めるためのがん教育の指針を作ることを決めました。

がんは日本人の死因の第1位を占め、小児がんで亡くなる子どもたちも少なくないことから、がんの現状を児童生徒にも正しく理解して

### 重度心身障害者医療費

6月県議会の自民党の代表質問に答える形で、県は、重度心身障害者(児)を対象とした医療費給付改善事業の現物給付化について、

自己負担や助成対象者の見直しを含めて、来年8月から実施に踏み切る考えを初めて明らかにしました。

「現物給付」というのは、少し分りにくい言い方ですが、重度の心身障害者等が医療機関にかかった場合、これまで窓口で支払っていた医療費の自己負担分を、これから直接窓口で支払わなくて済む

ということです。従来、重い障害を持つ方々は、医療保険の自己負担に相当する額を助成する市町村に対し、県がその2分の1を補助する制度として実施されてきました。

しかし、これでは医療機関の窓口でいったんは自己負担分を支払い、後日、市町村に申請して医療費の償還を受ける手続きが必要で、市町村から医療費を償還してもらうまで約3カ月もかかり、時間も手間もかかって障害のある方々の負担になっており、改善を求め声があがっていました。

このため、自民党ではこの「償還払い」を改め「現物給付」とするよう、これまで県に対し働きかけを行ってきた。ようやく実現した今回の見直し案では、いったん窓口で支払っていた医療費を支払われない代わりに、通院1回入

### 「償還払い」から「現物給付」へ

院1日につき原則300円を負担するだけで済むよう、手続きが簡素化されました。

**6月議会質疑**  
**自民党代表 自己負担や助成対象の見直しについて、検討結果はどうか。**

**森田知事 市町村などとの協議結果を踏まえて、自己負担については、制度対象外の方との公平性の観点から、子ども医療費助成制度と同様に一定の負担を求めるとし、負担額は同制度と同じく、低所得者を除き、通院1回、入院1日につき300円とします。**

**また、助成対象は、国の高齢者医療制度との整合を図る観点から、他県の制度も参考に、制度の見直し以降に65歳以上で、新たに重度障害となった方を対象外にしたいと考えております。**

**今後は、市町村や関係団体と詳細部分の調整を行ってまいります。**